

令和5年11月13日
愛知大学県政連続講義

愛知県の個人情報公開制度 及び個人情報保護制度

愛知県県民文化局県民生活部県民総務課

1 情報公開制度とは

情報公開制度の意義

何人に対しても国や自治体が保有する全ての情報の公開を請求する「権利」を認め、国や自治体に対して請求に応じて情報を公開すべき「義務」を課す制度

「権利」の実定化、「公開原則」の確立

(参考文献) 「情報公開制度 運用の実務」(新日本法規)

地方自治体における情報公開条例

▶ 憲法第21条に由来する「知る権利」の具体化

「表現の自由」の実現には、情報を受け取る自由や権利の保障が不可欠

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

▶ 憲法第92条の「地方自治の本旨」(住民自治・団体自治)に基づく地方自治の実現

条例の目的規定に、「自治体の活動に関する説明責任」、「行政への監視と参加」、「行政への信頼確保」、「住民と行政との信頼関係の増進」、「開かれた自治体の実現」などと規定

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

(参考文献) 「情報公開制度 運用の実務」(新日本法規)

2 個人情報保護制度とは



個人情報保護制度の意義

プライバシーの権利の保護・確保のため、個人情報を保有・管理・利用する行政機関や民間の事業者に対し、その適正な取得・管理・利用のためにさまざまな制限や義務を課すとともに、その個人情報の本人に対し、自己情報の開示や訂正などのアクセスを保障し、もって自己情報のコントロールの確保を図る仕組み。

(参考文献) 「個人情報保護 管理・運用の実務」(新日本法規)

個人情報に関する裁判例①

▶ 宴のあと事件（昭和39年9月28日東京地裁判決）

いわゆるプライバシー権は私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利として理解される。

▶ 石に泳ぐ魚事件（平成14年9月24日最高裁判決）

公共の利益にかかわらない個人のプライバシーにわたる事項を含む本件小説の出版により公的立場にない個人の名誉、プライバシーが侵害され回復困難な損害を被らせるおそれがあるとして、本件小説の出版差止めを認めた。

個人情報に関する裁判例②

▶ 早稲田大学江沢民主席講演会参加者名簿事件 (平成15年7月2日最高裁判決)

学籍番号、氏名、住所及び電話番号は、秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではない。

しかし、このような個人情報についても、自己が欲しない他者にはみだりに開示されたくないと考えることは自然なことであり法的保護の対象となる。

無断で本件個人情報を警察に開示した行為は不法行為となる。

2裁判官の反対意見あり: 社会通念上許容される限度を逸脱した違法な行為であるとまでいうことはできない。

3 愛知県情報公開条例



愛知県情報公開条例の特徴

- ▶ 前文で知る権利を明記
- ▶ 公務員の職、氏名、職務遂行の内容の原則開示
- ▶ 交際費、飲食に係る経費について相手方の役職、氏名及び予算執行内容の原則開示
- ▶ 開示請求手数料、文書閲覧手数料は無料、写しの交付は実費（1枚10円）
（神田前知事の時代にできた仕組み）

愛知県情報公開条例 前文

情報の公開は、地方自治の本旨にのっとり、公正で民主的な県政を推進していく上での基礎となるものである。

また、県の保有する情報を広く県民に公開していくことは、県がその諸活動を県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する県民の理解を深め、県民と県との信頼関係を増進していく上で不可欠なものである。

このような認識の下に、県民の知る権利を尊重して、県の保有する行政文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報の提供に関する施策の充実を図ることにより、透明性の高い、開かれた県政を実現するために、ここにこの条例を制定する。

愛知県の情報公開

- ▶ 愛知県情報公開条例によって定められています。

○行政文書開示請求による情報の公開 (条例第1条～第18条)

- ・行政文書開示請求書による請求が必要
- ・ " 請求があれば原則開示
- ・ " 請求時点で存在する
行政文書をそのまま開示

○情報提供による情報の公開(条例第26条)

情報提供による情報の公開

▶ 文字情報の提供

- ・新聞、ポスター
- ・広報パンフレット等の配布
- ・刊行物等の閲覧、有償頒布、コピーサービス など

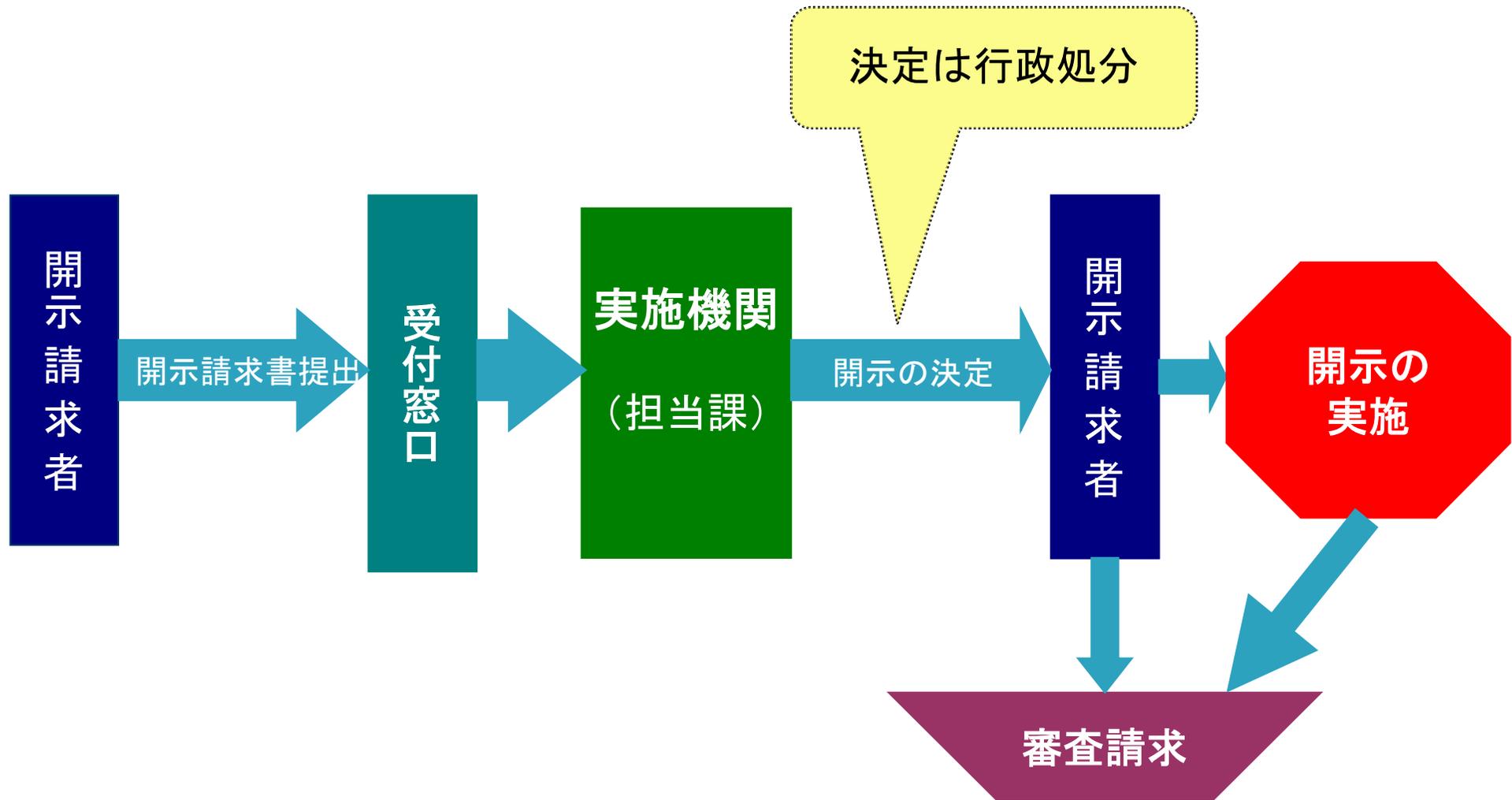
▶ 音声・映像による情報提供

- ・テレビ、ラジオ
- ・インターネットによる情報の提供 など

▶ 無形情報の提供

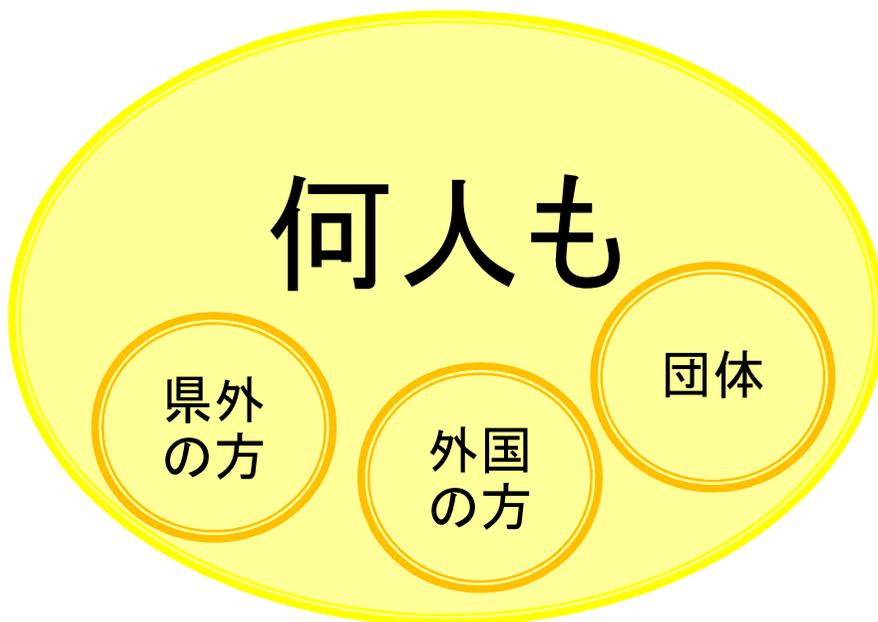
- ・相談、案内 など

行政文書開示請求事務の流れ



行政文書の開示請求の方法

◆ 請求を行うことができる者(条例第5条)



- ・ **何人も**行政文書の開示を請求することができる。
- ・ 県内に居住しているかどうかや、日本国籍を有しているかどうかなどは問わない。
- ・ 個人その他、法人・団体も含まれる。

◆ 開示請求書の提出 (条例第6条)

〔請求方法〕

- ・ 窓口 (本庁県民相談・情報センター、各地方機関受付窓口)
- ・ 郵送
- ・ 愛知県の電子申請・届出システム
- ・ ファクシミリ (※受付確認等が必要)

行政文書開示請求の対象となる 「行政文書」とは

◆行政文書の定義（条例第2条2項）

- ① 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、
- ② 当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、
- ③ 当該実施機関が管理しているもの。

行政文書の開示・不開示

- 行政文書は**原則開示**です。ただし、例外として愛知県情報公開条例**第7条各号**に該当する部分のみ、不開示となります。

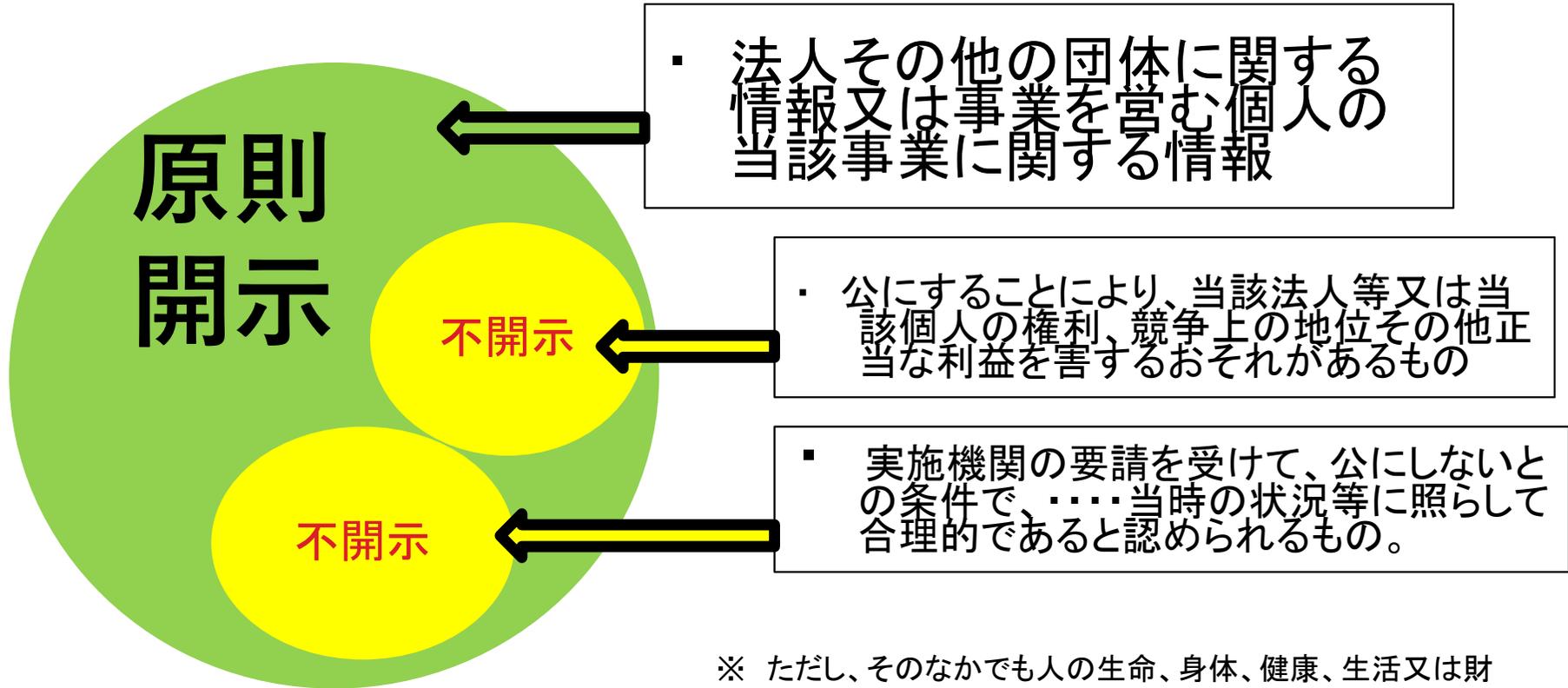
愛知県情報公開条例第7条各号

- (1) 法令秘等情報
- (2) 個人情報
- (3) 事業活動情報
- (4) 犯罪捜査等情報
- (5) 審議等情報
- (6) 行政運営情報

この中の
どれかに
該当した場合のみ
不開示

(3) 事業活動情報

条例第7条第3号



※ ただし、そのなかでも人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は公開

☆ 法人等の情報のうち、不利益になるもののみ不開示。

(6) 行政運営情報 条例第7条第6号

原則
開示

- 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報

不開示

公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの



行政運営情報のうち、事務や事業に支障を及ぼすもののみ不開

示

(2) 個人情報

条例第7条2号

原則
不開示

- ▶ 【個人情報とは原則全て不開示】
 - 個人に関する情報であって、
 - 当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別できるか
(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるか。)
 - 特定の個人を識別できないが、公にすることによりなお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの

(2) 個人情報 条例第7条2号

【ただし以下に該当する場合は開示】

原則
不開示

開示

- ・ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

開示

- ・ 生命、財産等を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

開示

- ・ 公務員の職務の遂行にかかる情報であるとき、その公務員の職氏名・職務遂行の内容にかかる部分

決定の内容(主なもの)

- ▶ 全部開示: 請求された行政文書を全部開示する。
- ▶ 一部開示: 請求された行政文書の一部をマスキングして開示する。
- ▶ 不開示: 請求された行政文書の全部を不開示とする。
- ▶ 不存在: 請求された行政文書を管理していないとして不開示とする(作成又は取得していない、廃棄済等)。
- ▶ 存否応答拒否: 請求された行政文書があるかないかを明らかにせず不開示とする(特定の個人の病歴、犯罪歴等)。

権利濫用による不開示決定①

請求件数が大量であり、処理しきれない状況
(H19 217件、H20 88件、H21 413件、H22 575件)

大量の開示請求の取下げを交換条件として

- ①自らを協議会委員にする、②職員を処分する、③女性職員に対して自らの求めるポーズでの写真撮影に応じさせる、④大学教授と面談し、謝罪させるなどの要求をする。

開示文書を開覧しない。

重複、反復した請求が多い。

補正の依頼に応じない。

権利濫用による不開示決定②

- ▶ これら諸事情に照らすと、一連の開示請求の一環としてなされた本件開示請求は、条例の定める開示請求制度の趣旨から乖離し、社会通念上相当と認められる範囲を逸脱するものであることは明らかであり、権利濫用に該当する。

平成25年3月28日名古屋地裁判決

平成25年10月30日名古屋高裁判決(控訴審)

(確定)

4 個人情報保護法 (行政機関等の規律部分)

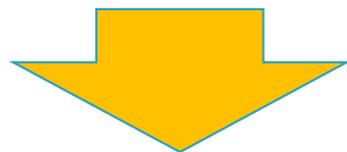


令和3年度の個人情報保護法改正

○改正前

各地方公共団体がそれぞれ個人情報保護条例を制定していた。

⇒「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請される中、
団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる（2,000個問題）。



○個人情報保護法の改正（令和3年5月公布・令和5年4月施行）

- 地方公共団体の個人情報保護制度について、全国的な共通ルールを法律で規定する。
- 必要最小限の独自の保護措置のみ条例で定める。
- 個人情報保護委員会が全体を所管する。

⇒地方公共団体において、令和5年度からは個人情報保護法が適用

個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの充分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

【現行】



【見直し後】



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

個人情報情報の範囲 (法第2条第1項)

生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。

- ・当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

- ・個人識別符号(運転免許証番号等)が含まれるもの

個人情報 の 具体例

- 1 本人の氏名
- 2 生年月日、連絡先(住所・電話番号)、職位又は所属に関する情報について、それらと本人の氏名を組み合わせた情報
- 3 防犯カメラに記録された、本人が判別できる映像
- 4 特定の個人を識別することができるメールアドレス
(ootani_ichiro@example.com)
- 5 DNA、顔の骨格・容貌、虹彩、歩行の態様、指紋
- 6 旅券番号、基礎年金番号、運転免許証番号、個人番号

要配慮個人情報 (法第2条第3項)

- ・人種・信条・社会的身分・病歴・犯罪の経歴
- ・犯罪により害を被った事実
- ・身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の障害があること
- ・健康診断等の結果
- ・医師等により指導、診療、調剤が行われたこと
- ・被疑者又は被告人として、逮捕、捜索その他の刑事手続に関する手続が行われたこと
- ・少年の保護事件に関する手続が行われたこと

⇒ 行政機関が要配慮個人情報を保有している場合は、個人情報ファイル簿に記載する。

行政機関等匿名加工情報①

- ▶ 個人情報保護法の改正により、地方公共団体にも匿名加工情報の提供制度が導入されることになった。

匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができず、加工元の個人情報を復元できないように加工された個人に関する情報

氏名等の削除、住所、生年月日等の項目削除、一般化、トップコーティング、ノイズの付加、特異な記述の削除等

識別行為の禁止

行政機関等匿名加工情報②

- ▶ 匿名加工情報の提供制度を導入する趣旨
新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活を実現するため
- ▶ 事務の流れ
行政機関は匿名加工情報の作成について民間事業者からの提案を募集する。
審査の上、匿名加工情報制度の趣旨に合致する提案を採用し、契約締結後、匿名加工情報を作成・提供。

特別養護老人ホーム入所申込者ファイル（参考例）

県福祉符号	入所希望者名	入所申出日	年齢	性別	介護保険被 保険者番号	都道府県名	住民票住所	要介 護度	緊急 度	現在の居場所	備考
109907	愛知 豊	H26.4.11	76	男	123456	愛知県	名古屋市中区三の丸〇-〇-〇	4	低	同左	
473098	徳川 園太郎	H29.8.30	68	男	987654	愛知県	西春日井郡豊山町大字◆◆字◇◇	3	低	老人保健施設 ◇◇◆◆の郷	問題行動あり。
3897243	犬山 城子	H28.7.20	125	女	654321	愛知県	犬山市犬山北◇◇-◇	4	高	グループホーム ◇◇◇ホーム	
97393	豊田 車吉	H22.12.25	97	男	456789	静岡県	静岡市葵区追手町●-●	5	高	同左	連絡先:長女
280759	三河 木綿	H20.9.8	82	女	112233	愛知県	岡崎市明大寺本町◇-◇	4	中	同左	
889800	弥富 金魚	H18.5.3	69	男	9988777	愛知県	弥富市前ヶ須町野方△-△	2	低	愛西タイ氏(姉)宅	
790489	香嵐 湊子	H27.10.19	40	女	445566	愛知県	豊田市元城町 ■-■	3	低	ケアハウス ■■ハウス	身寄りなし。
423878	日間賀 島夫	H25.1.18	91	男	999999	北海道	札幌市中央区北3条西△丁目	5	中	高齢者住宅△△△△△	



県福祉符号	入所希望者名	入所申出日	年代	性別	介護保険被 保険者番号	都道府県名	住民票住所(市町村)	要介 護度	緊急 度	現在の居場所 (在宅・施設入所の別)	備考
削除	削除	H26.4.11	70代	男	削除	愛知県	名古屋市	4	低	在宅	削除
		H29.8.30	60代	男		愛知県	西春日井郡豊山町	3	低	施設入所	
		H28.7.20	100歳以上	女		愛知県	犬山市	4	高	施設入所	
		H22.12.25	90代	男		静岡県	静岡市	5	高	在宅	
		H20.9.8	80代	女		愛知県	岡崎市	4	中	在宅	
		H18.5.3	60代	男		愛知県	弥富市	2	低	在宅	
		H27.10.19	59歳以下	女		愛知県	豊田市	3	低	施設入所	
		H25.1.18	90代	男		北海道	中京圏外	5	中	施設入所	

個人情報取扱いの規律

行政機関等が個人情報を保有するに当たっては、
所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、
かつ、利用目的をできる限り特定する（法第61条第1項）。

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない（法第61条第2項）。

利用目的の変更は、変更前の利用目的と相当の関連性を有する場合のみ（法第61条第3項）。

個人情報取扱いの規律

・本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次の場合を除き、**本人に対し利用目的を明示**する(法第62条)。

- ①人の生命、身体、財産保護のため緊急の必要
- ②本人又は第三者の権利利益を害する場合
- ③事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれある場合
- ④利用目的が明らかな場合

明示の例: 申請書の様式に記載、窓口に掲示等

個人情報取扱いの規律

- ▶ 行政機関の長等は、「**法令に基づく場合**」を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない(法第69条第1項)
- ▶ 「法令に基づく場合」の例
 - 刑事訴訟法第197条第2項(**捜査関係事項照会**)
 - 民事訴訟法第186条(調査嘱託)第223条(文書提出命令)第226条(送付嘱託)
 - 弁護士法第23条の2(弁護士会照会)

個人情報取扱いの規律

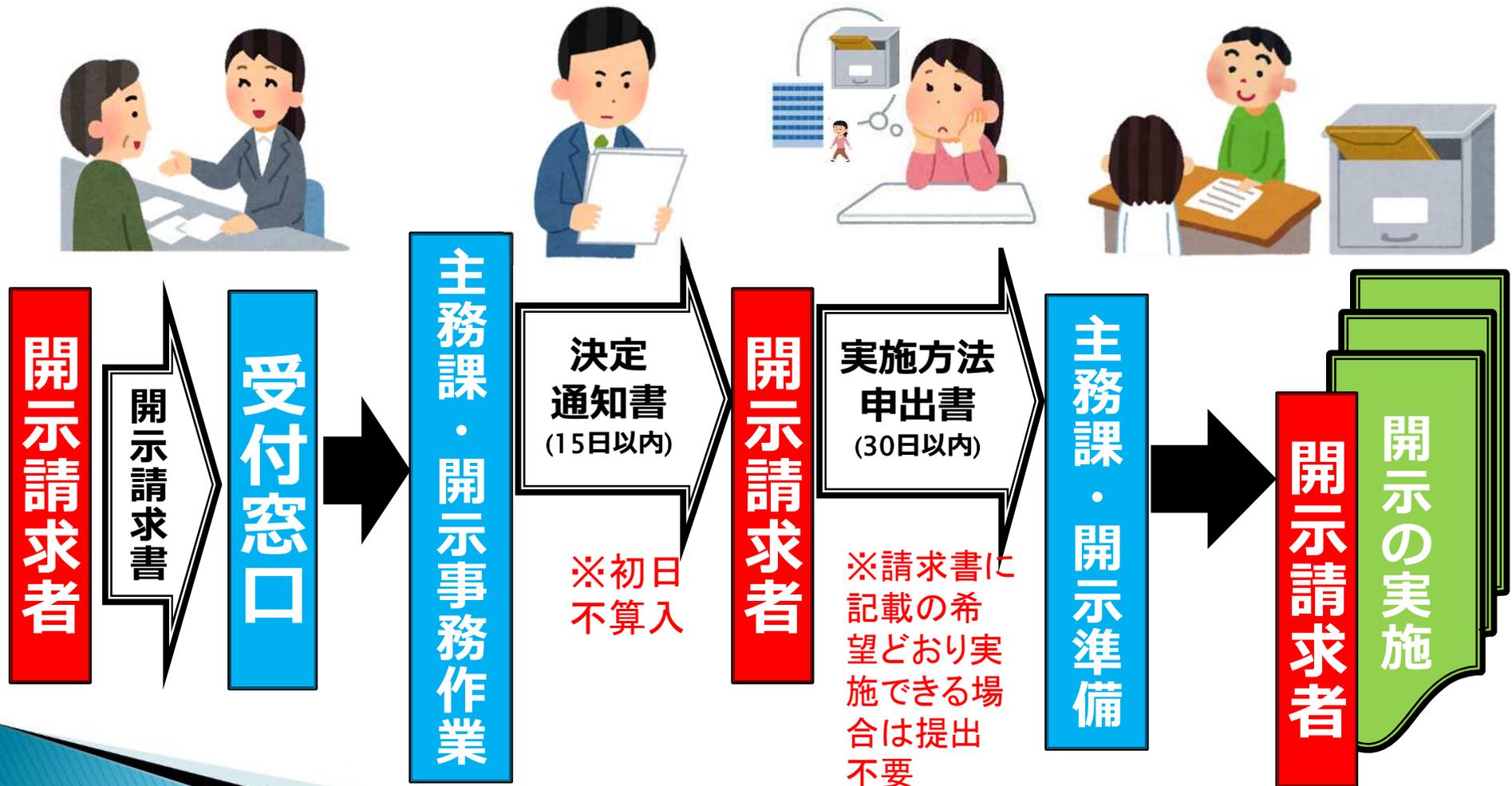
例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合（法第69条第2項）

- ① **本人の同意**があるとき又は**本人に提供**するとき
- ② **行政機関等の内部で利用**する場合であって利用についての相当の理由があるとき
- ③ **他の行政機関等に提供**する場合であって利用についての相当の理由があるとき
- ④ 統計、学術研究その他**特別の理由**があるとき

保有個人情報開示請求等

- ▶ 保有個人情報開示請求(第77条)
自己を本人とする保有個人情報の開示を請求する。
- ▶ 保有個人情報訂正請求(第90条)
保有個人情報の内容が事実でないとして訂正を請求する。
- ▶ 保有個人情報利用停止請求(第98条)
保有個人情報が違法に取得、保有、利用、提供されているとして、利用の停止、消去、提供の停止を請求する。

保有個人情報開示請求事務の流れ



保有個人情報開示請求

◆ 請求を行うことができる者(法第76条)

- ・本人、本人の法定代理人、本人の任意代理人

◆ 請求の手続方法

- ・ 本人であることを確認することのできる書類の提示、又は提出
- ・ 任意代理人は、委任状を提出(委任状の真正性を確認するため、
 - ①委任状に委任者の実印を押印し、印鑑証明書を添付するか、
 - ②委任者の運転免許証等本人に対し一に限り発行される書類のコピーを添付する。))

◆ 開示・不開示の判断

- ・ 個人情報でも本人の情報は開示

保有個人情報開示請求

制度趣旨

原則開示

例外

以下は不開示情報

- (1) 個人に関する情報（1号・2号）
- (2) 法人等に関する情報（3号）
- (3) 公共の安全等に関する情報（5号）
- (4) 審議、検討等に関する情報（6号）
- (5) 事務又は事業に関する情報（7号）



旧条例（愛知県個人情報保護条例）上の不開示情報と実質的な変更はない。

不開示情報(個人に関する情報)

- ▶ 開示請求者(代理人が開示請求する場合は、本人)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
(1号)

(例1) 患者の精神状態等から、開示することで病状等の悪化をもたらすことが予見される場合の患者の病状

(例2) 虐待を受けている未成年者の児童相談記録等を親が開示請求する場合で、開示することにより児童虐待の悪化等をもたらすことが予見される場合

不開示情報(個人に関する情報)

- ▶ 開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報(例:開示請求者以外の氏名、住所、生年月日)
 - ▶ 開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがある情報(例:匿名の作文)
- (2号)

ただし、次の場合は開示

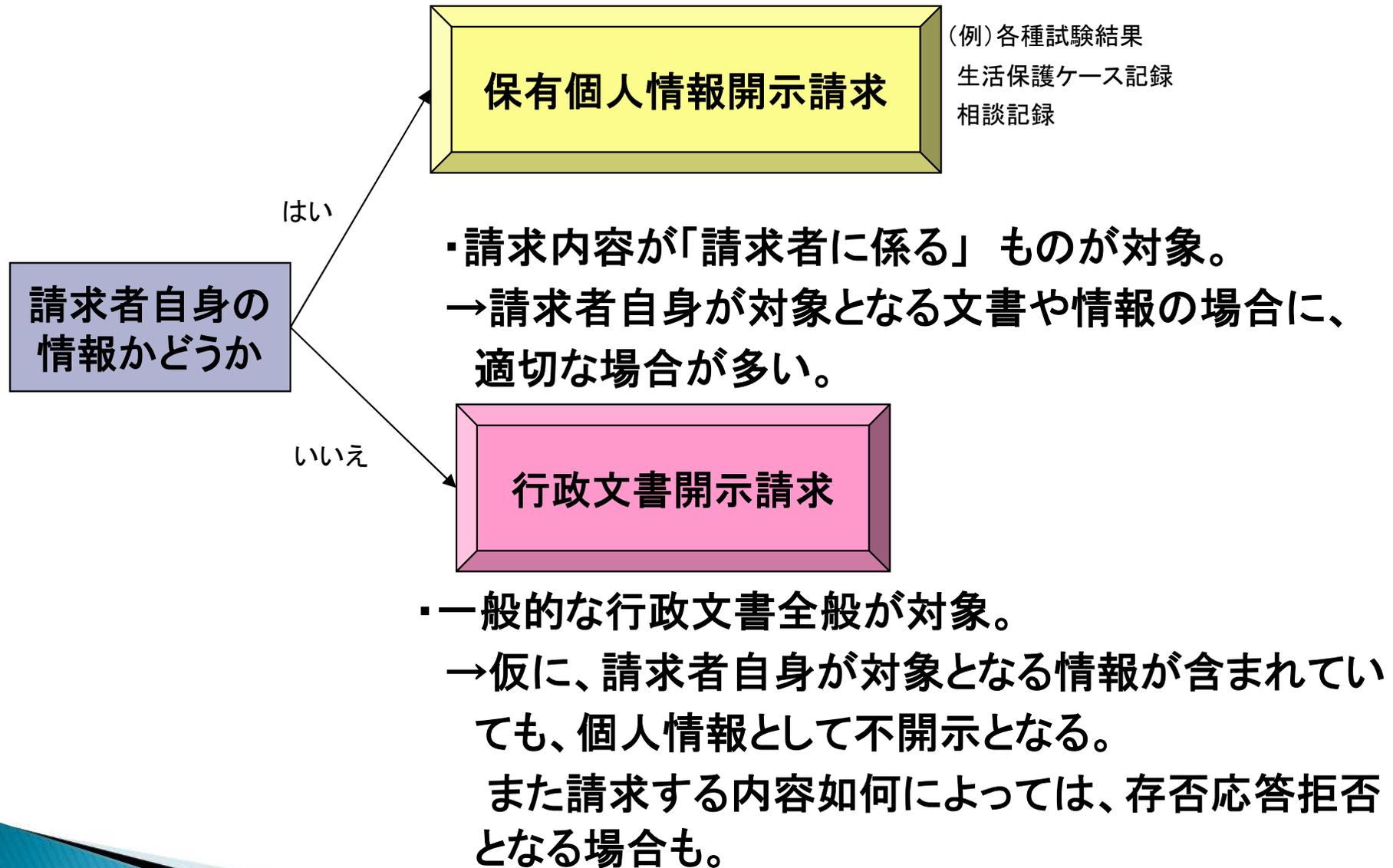
- ①法令や慣行で開示請求者が知ることができる情報
- ②生命、健康等を保護するため開示が必要な情報
- ③公務員の職務遂行情報

不開示情報(事務又は事業に関する情報)

- ・県等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの(7号)

(例) 病院等の関係機関から任意に聞き取った情報であり、開示することにより関係機関からの情報収集が困難になるおそれがある情報

行政文書開示請求と保有個人情報開示請求の違い



個人情報開示請求が話題となった事案①

▶ 知事のリコール

知事のリコールについて署名していない人が、居住する市町村に個人情報開示請求したところ、署名簿に記載された自分の署名が開示決定された。

県選挙管理委員会は約43万人分の署名が提出されたと発表。その後の調査で8割以上が無効(同一人による署名など)と判明。

大量の署名が偽造された疑いがあることから、県選挙管理委員会は県警本部に告発。

個人情報開示請求が話題となった事案②

▶ 学会会議の任命拒否

学会会議の任命を拒否された学者が、任命に係る本人の保有個人情報を国（内閣府）に対して開示請求したところ、不開示（存否応答拒否）決定された。

国の審査会は、この決定を取り消すべきであると答申（令和5年8月7日）

開示請求者は、自身が会員候補者であると知り得る立場にある。

開示請求者が会員候補者であることは事実上広範に知られており、公知の事実になっていた。

訂正請求

開示を受けた保有個人情報の内容が**事実でないと思料**するとき、**訂正（追加又は削除）**を請求することができる。

訂正請求は、当該訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日から起算して**90日以内**にしなければならない。

■**具体例** 私はうつ病ではなく、うつ状態だから、診断名の「うつ病」を「うつ状態」に訂正せよ。➡**不訂正**

マイナンバー制度と個人情報保護

- ▶ 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)

(平成25年5月31日公布、平成27年10月5日施行)

住民票を有する全ての人に、一人一つの番号(個人番号)を付し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認することにより、社会保障、税等の分野で効率的に情報を管理し、国民の利便性を高める。

特定個人情報(個人番号を含む個人情報)

マイナンバー制度における安全対策

▶ システム上の保護措置

- ・特定個人情報、国により一元管理されるのではなく、個々の行政機関において分散管理
- ・行政機関同士の特定個人情報の照会、提供について、個人番号を符号置換、通信の暗号化による提供

▶ 制度上の保護措置

- ・番号法に規定された事務以外は、特定個人情報の収集、利用、提供を禁止
- ・違法行為についての罰則の強化
- ・個人情報保護委員会が、各行政機関の特定個人情報の取扱いを監視、監督
- ・特定個人情報保護評価(マイナンバー保護評価Webで閲覧可)
- ・マイナポータルによる情報提供等記録の確認

5 権利救済の仕組み



知事の附属機関

▶ 情報公開審査会（情報公開条例第20条）

行政文書の開示決定等に対して、行政不服審査法に基づく審査請求があったときに、実施機関からの諮問に応じて調査審議する。
情報公開に関する事項について調査審議する。

▶ 個人情報保護審議会（個人情報保護法第105条）

保有個人情報の開示決定等に対して、行政不服審査法に基づく審査請求があったときに、実施機関からの諮問に応じて調査審議する。

個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要な事項を調査審議する。

情報公開審査会・個人情報保護審議会の特徴

▶ インカメラ審理

不開示部分を見分した上で、不開示とした判断が妥当かどうかを判断する。

（裁判では、裁判所が不開示部分を見ることはできない。（裁判の公開の原則））

▶ ヴォーン・インデックス

文書に記録されている内容を指定する方法により分類し、整理した資料を作成し提出するよう求めること。

御清聴ありがとうございました。

終